

議案第 8 号

君津市国保診療所に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市国保診療所に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 7 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

国保小櫃診療所の業務時間を変更するため、君津市国保診療所に関する条例（昭和 5 5 年君津市条例第 2 4 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市国保診療所に関する条例の一部を改正する条例

君津市国保診療所に関する条例（昭和 55 年君津市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 国保小櫃診療所 次のアからウまでの区分に応じ、当該アからウまでに定めるところによる。

ア 月曜日、火曜日及び金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 水曜日 午前 8 時 30 分から午後 7 時 30 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）

ウ 木曜日 午前 8 時 30 分から午後 2 時まで

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

君津市国保診療所に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
(業務日及び業務時間) 第14条 省略 2 診療所の業務時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>国保小櫃診療所 次のアからウまでの区分に応じ、当該アからウまでに定めるところによる。</u> ア <u>月曜日、火曜日及び金曜日 午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）</u> イ <u>水曜日 午前8時30分から午後7時30分まで（正午から午後1時までを除く。）</u> ウ <u>木曜日 午前8時30分から午後2時まで</u> (2) ～(3) 省略 3～4 省略	(業務日及び業務時間) 第14条 省略 2 診療所の業務時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>国保小櫃診療所 午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）</u> (2) ～(3) 省略 3～4 省略